

ごみ処理の手数料について

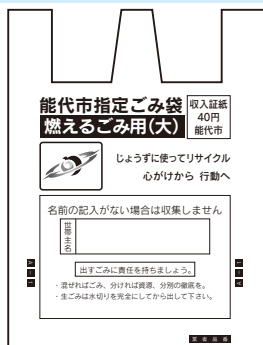
● 手数料がかかるごみの種類 ●

「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」にはごみ処理手数料がかかります。
「資源ごみ」には処理手数料がかかりませんが、「容器包装プラ」は指定袋を、「紙類」は紙ひもをご用意下さい。ごみの区分は下記のとおりとなります。

ごみの区分		手数料	排出場所	出し方
燃えるごみ		有	ごみステーション	指定袋
燃えないごみ		〃	〃	〃
粗大ごみ		〃	玄関前など	証紙を貼る
資源ごみ	容器包装プラ	無	ごみステーション	指定袋
	びん類	〃	資源ごみ回収ステーション	備え付けのコンテナ
	缶類	〃	〃	備え付けのネット
	ペットボトル	〃	〃	〃
	紙類	〃	〃	紙ひも
	水銀使用廃製品	〃	〃	中が透ける袋
乾電池		〃	ごみステーション	〃

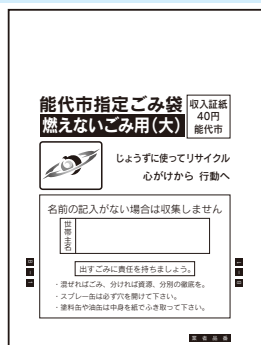
不法投棄防止と
適正処理

燃えるごみ用指定ごみ袋



半透明・赤色印刷

燃えないごみ用指定ごみ袋



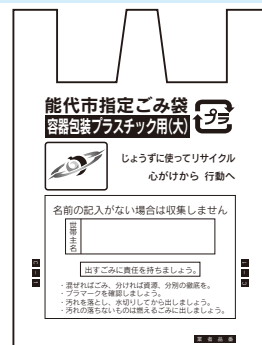
透明・青色印刷

粗大ごみ用証紙



シルバー・黒色印刷

容器包装プラスチック



透明・緑色印刷

↑ 手数料として納付いただきます ↓ 購入価格に手数料は含まれません

項目	手数料単価
指定袋 大 (45リットル)	40円 / 1袋
〃 中 (30リットル)	30円 / 1袋
〃 小 (20リットル)	20円 / 1袋
シール (粗大ごみ用)	500円 / 1枚

● ごみ処理手数料について ●

「燃えるごみ」「燃えないごみ」の処理手数料は指定袋の使用でお支払いいただくこととなります。

また、「粗大ごみ」は証紙（シール）を貼ってごみを出すことでお支払いいただくこととなります。（「容器包装プラスチック」指定袋の購入価格に手数料は含まれません。）

※ 市民の皆様からの処理手数料の合計は年間約8千万円です。市が要する年間のごみ処理経費、約9億円の一部に充てられています。